

各 警 察 署 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

被害者支援連絡協議会の設置及び活性化について（通達）

被害者支援における関係機関・団体等との連絡、協議のための被害者支援連絡協議会（以下「協議会」という。）については、警察署単位の被害者支援連絡協議会の結成について（平成21年7月10日付け群広第286号通達、以下「旧通達」という。）に基づき、その設置及び運用を図っているところである。加えて、協議会の運営については、群馬県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について（令和3年6月14日付け群広第208号通達）において、「関係機関・団体との連携・協力の充実・強化」が掲げられ、協議会の構成員間の連携を図るとともに、相互の協力を充実・強化し、生活、医療等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ることが求められている。

協議会については、関係機関・団体等が連携、協力して行う犯罪被害者支援の中核となるものであることから、下記の点に留意の上、引き続き、協議会の活性化を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 協議会の設置等に当たっての留意事項

(1) 協議会の設置

現在、協議会については、警察署単位で設置・運営されているところであるが、引き続き、真に機能的な連絡、協議の場となるよう関係機関・団体との連携、協力を強化すること。

なお、同一の自治体を複数の警察署で管轄している場合は、関係警察署で一つの協議会を設置するものとする。

(2) 会員構成等

協議会の会員構成については、概ね、以下に例示した機関・団体等の参画が有効と考えられることから、地域の実情に応じて、真に被害者支援活動に必要と認められる協議会となるよう適宜見直しを行い、効果的な会員構成となるように配慮すること。

主な参画機関の例示

- 市町村の犯罪被害者支援施策担当部門及び関係部門
- 犯罪被害者等早期援助団体（被害者支援センターすてっぷぐんま）
- 医療機関及び医師会

- 市町村教育委員会
- 福祉関係機関

2 協議会の活性化を図るための留意事項

(1) 犯罪被害者等による講演会等の開催

会員相互において、犯罪被害者等の心情や個々の特性及び犯罪被害者支援の意義等についての理解を深めるために、協議会において、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者支援に知見を有する者による講話などの開催に努めること。

なお、犯罪被害者等による講演を実施する場合には、あらかじめ、その心情等について、聴講者の理解を求めるなど、犯罪被害者等が講演に際して受けるおそれのある二次的被害の絶無を期すとともに、犯罪被害者等の負担軽減に配慮すること。

(2) 具体的事例に基づく実戦的シミュレーション訓練等の実施

会員が、それぞれの立場において、いかなる支援をどのように提供することが可能であるか、相互がどのように協働すべきかなどを確認、検証するため、具体的事例を策定し、実戦的シミュレーション訓練等の実施に努めること。

なお、具体的事例の策定にあたっては、被害直後の危機介入などの初期的対応を必要とするケースをはじめ、心身の不調、子弟の就学、経済的困窮、住居、医療、裁判関連等の問題に対する中・長期的対応を必要とするケースなど、様々な具体的事例について検討がなされるよう配慮すること。

(3) 会員相互の体制の確立

会員ごとに責任者及び担当者の指定が確実になされよう配慮するとともに、会員間の連絡体制を確立しておくなど、真に会員相互の連携、協力に資する体制の構築を徹底すること。